

報告第1号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和5年5月18日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、芦屋市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第1号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

芦屋市長 伊藤 舞

芦屋市条例第14号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の</p>	<p style="text-align: center;">（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によつて納入しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の</p>

改正後	改正前
<p>規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第47条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、<u>その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限</u>(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日ま</p>	<p>規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第47条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第22号の4様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、<u>その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限</u>(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付</p>

改正後	改正前
<p>での期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3・4 （略） （たばこ税の申告納付の手続）</p>	<p>3・4 （略） （たばこ税の申告納付の手続）</p>
<p>第106条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第104条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>第106条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第104条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第104条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～4 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p>
<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第109条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌</p>	<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第109条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌</p>

改正後	改正前
<p>日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第109条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。</p> <p>2 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項若しくは第39項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第109条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>第16条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>2 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

改正後	改正前
<p>第16条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第22項第3号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について</p>	<p>第16条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第23項第3号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第24項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第24項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について</p>

改正後	改正前
<p>同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>19 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 (略)</p> <p>22 法附則第64条に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲</p>

改正後	改正前																											
<p>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																											
(略)	(略)																											
	<p>3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1126 683 2040 895"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1126 1190 2040 1401"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>		第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																										
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円																										
	10,800円	5,400円																										
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円																										
	5,000円	2,500円																										
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円																										
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円																										
	10,800円	8,100円																										
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円																										
	5,000円	3,800円																										

改正後	改正前
<p>3 <u>法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソ</u></p>	<p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソ</u></p>

改正後	改正前
<p>リン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が付則第30条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>リン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が付則第30条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第2条 別段に定めるものを除き、この条例の規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和4年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取

得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)
(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象
資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、
適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税につい
ては、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例の規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和5年度以降の年度分の軽自
動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

(1) 固定資産税

新型コロナウイルスの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等を支援するため、新規取得された事業家屋及び償却資産について、市の判断により固定資産税を零とする特例の適用期限が令和5年3月末に終了したことに伴う規定の廃止（附則第16条の2関係）

(2) 軽自動車税

種別割において講じている、燃費性能等の優れた三輪以上の軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、次のとおり適用期間を延長する。（附則第30条関係）

ア 電気自動車・天然ガス自動車

税率を概ね100分の75軽減する措置の適用期間を3年延長する。

イ ガソリン・ハイブリッド車（三輪車、四輪以上の営業用乗用車のみ）

(ア) 税率を概ね100分の50軽減する措置の適用期間を3年延長する。

(イ) 税率を概ね100分の25軽減する措置の適用期間を2年延長する。

【対象車及び軽課割合】

対象車		軽課割合
電気自動車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減）		概ね75%軽減
ガソリン車・ ハイブリッド車 (※)	令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準+90%達成	概ね50%軽減
	令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準+70%達成	概ね25%軽減

※ ガソリン車、ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

【軽課割合を適用した場合の税率】

車種区分			標準税率 (年額)	軽課税率 (年額)		
				75%軽減	50%軽減	25%軽減
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪 以上	乗 用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	—	—
	貨 物 用	営業用	3,800円	1,000円	—	—
		自家用	5,000円	1,300円	—	—

(3) 様式の追加

個人市民税、法人市民税及び市たばこ税に係る納付書の様式を追加する。

(第40条、第46条、第47条、第106条及び第109条関係)

(4) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和5年4月1日

(2) 固定資産税に係る経過措置

ア 別段に定めるものを除き、改正後の固定資産税に関する規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に、改正前の地方税法に規定する中小事業者等が取得をした特例対象資産（リース取引により引渡しを受けたものを含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(3) 都市計画税に係る経過措置

改正後の都市計画税に関する規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(4) 軽自動車税に係る経過措置

2(2)の規定は、令和5年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。